

兵庫県立加古川西高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の方針

「いじめ防止対策推進法」並びに「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の「いじめ防止基本方針」を定めるものとする。いじめは「見えにくい構造」をもった「社会問題」であることを認識し、「いじめ」として疑わしいものに組織的に対応することが重要である。そのため、本校教職員が、法律上の「いじめ」に該当する事案を掘り起こし、互いに情報を共有しながら学校として迅速かつ適切に組織対応しなければならない。また、すべての生徒の高校生活が有意義かつ充実したものになるよう、生命の尊厳を重視し、安全で安心な学習環境づくりに努める。

本校は、以下の取組を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

- (1) 「いじめ」が起きにくい学校づくり
 - ア 生徒が主役の学校づくり
 - イ 生徒に『自己有用感（頼られる）』を持たせる教育
- (2) 「いじめ」の未然防止
 - ア 集団への働きかけと話しやすい学校づくり
 - イ 小さな変化や危険信号を見逃さない
- (3) 「いじめ」の初期対応
 - ア 「いじめ」問題への対応は学校の最重要課題
 - イ 被害生徒を徹底して守る
- (4) 学校としての組織的対応
 - ア 「いじめ」を解決する相談・通報の窓口の設置
 - イ 情報共有すべき内容を明確に定める（5W1H）
- (5) 教職員の資質向上
 - ア 複数の目によるアセスメント（見立て）
 - イ 個人面談や保護者との連携で強固な関係性を築く
- (6) 地域社会や外部機関との連携
 - ア 公平性・中立性を確保するための組織構成
 - イ 連携・協働による生徒支援
- (7) 取組に対する評価と改善
 - ア 学校評価と教員評価の実施
 - イ PDCAサイクルを基準に点検・検証の実施

2 法律上のいじめの定義（いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日 法律第71号）

第2条

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

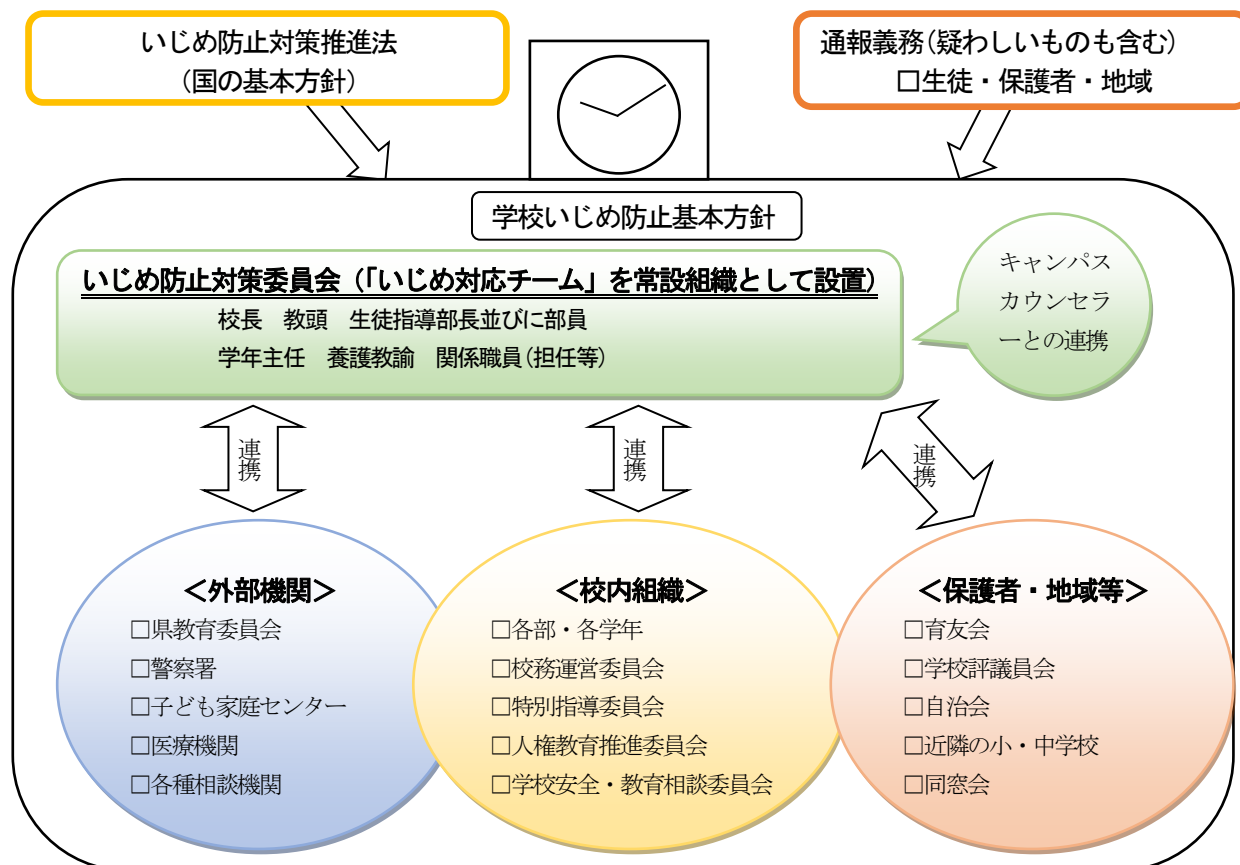
3 基本的考え方

本校は「責任」「努力」「友愛」の校訓の精神に則り、社会の変化や様々な問題に対して、自らが主体的に解決していくことができる、世界へ雄飛する心豊かな人づくりに取り組んでいる。また、相手の立場に立って考える「共生の心」を育む教育を実践している。また、生徒の未来保証に責任を持ち、「生徒指導」と「生徒支援」の両面からのきめ細かな協力体制で取り組むことを目標としている。基本的な方向性として、

家庭や地域、教育資源である外部機関（キャンパスカウンセラーや弁護士、専門家や警察等）と密に連携しながら、「豊かな心」と「規範意識に基づく社会人基礎力」を構築し、いじめを起こさせない土壌づくりに努める。私たち教職員は「いじめ」を過小に判断せず、「見ようとしなければ見えない現象」であることを理解し、「いじめ」を絶対に許さない学校づくりを推進する。

4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) チームとしての学校づくり



(2) 未然防止の取組

ア 基本的な生活

- ・安心して安全な学校生活を送るために、生徒自身が規範意識と主体性を持った学校づくりを目指す。

イ 授業での取組

- ・「わかる授業」に向けての工夫を凝らし、「伝える」から「伝わる」授業へと展開する。
- ・「できないこと」が「できる」ようになるための授業改善に積極的に取り組む。

ウ 主体的な活動の推進

- ・自己有用感を育む諸活動を年間指導計画に位置づける。
- ・主体的な活動状況を、各種通信(学年通信・学級通信等)を通じて学校内外に伝える。

エ 人権意識を育てる指導

- ・全校集会、人権教育などのHR活動、授業、各種講演会を通して、「いじめは絶対に許されない行為」であることを認識させる教育活動を展開する。

オ 情報発信

- ・「いじめ防止基本方針」に基づく学校の取組を、本校ウェブサイトや各学年の保護者会、学校評議員会などを通じて情報発信し、より実効性の高い取組を実施し、意識啓発に努める。
- ・学校全体で「いじめの防止」に取り組む観点から、生徒の意見を積極的に取り入れる環境を確保できる

よう留意する。また「緊急連絡・相談システム」を設置し、「話し合える場」「意見が言える場」を設置する。

カ 点検と改善

- ・取組状況等について、学校評価での評価項目に位置付けて、定期的な点検と改善を行う。

(3) 早期発見・早期対応のための組織的対応（年間指導計画＝資料参照）

ア 早期発見のための措置

- ・いじめの実態把握に積極的に取り組み、日頃からいじめを訴えやすい学校を目指す。
- ・定期的な「個別面談」や普段の「声かけ」を重視し、生徒からのサインを見逃さない。
- ・考査ごとに「いじめに関するアンケート（生徒向け、記名・無記名の併用）」等を実施し、結果により迅速に面談を実施し、早期対応する。

イ 情報共有

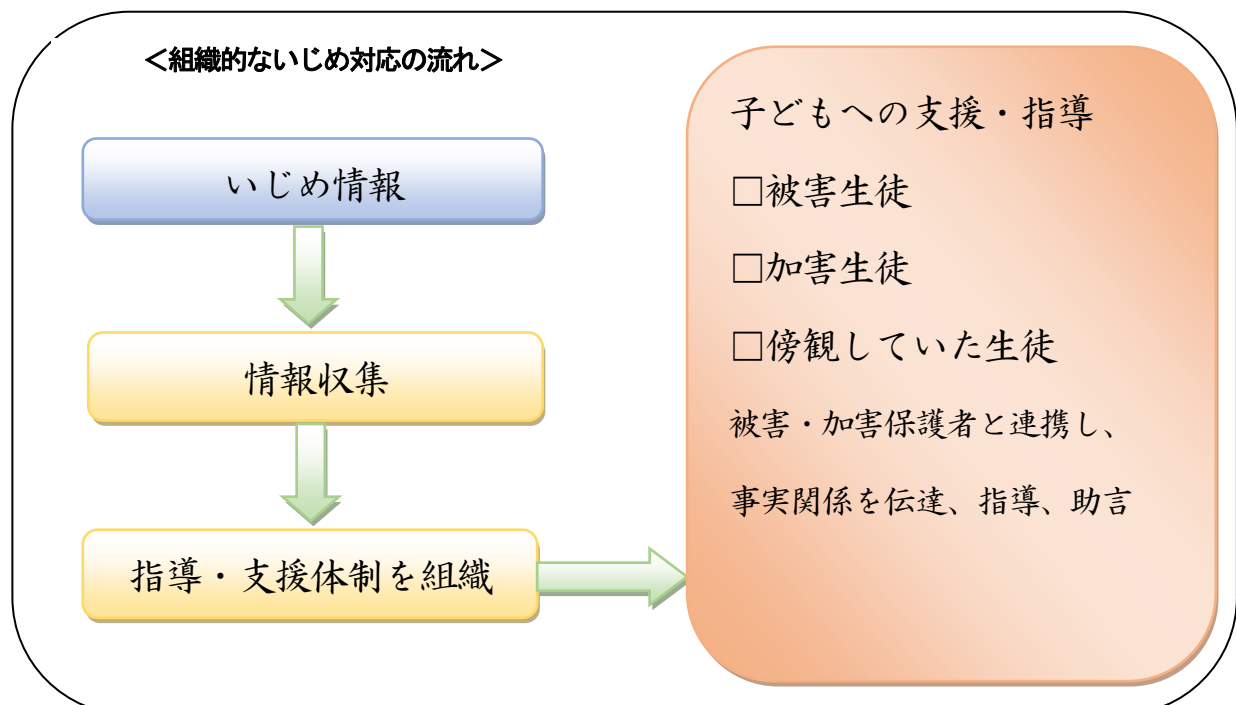
- ・職員間の生徒情報の交換を綿密に実施する。
- ・面談や授業、部活動等で得た情報について、学年会議や生徒指導部会、職員会議で情報を共有する。
- ・「いじめが認められる事案」や「いじめの疑いがある事案」については、「いじめ対応チーム会議」で情報共有し、積極的な認知に努める。また、緊急を要する場合は、いかなる状況であっても臨時会議を開催する。
- ・各種関係機関と連携し、キャンパスカウンセラーや警察（学警連携）、子ども家庭センターとも、必要に応じて情報を共有する。

ウ 教員の資質能力の向上

- ・生徒指導研修会で校内研修を充実させ、対応や認知能力の向上を目指し、多くの事例研究に取り組む。
- ・いじめに関する最新情報を把握し、本校の対応が適切であるかどうかを分析する。

エ いじめが認められた場合の対応（発見・通報を受けた場合）

速やかに組織として対応する。被害生徒を守り通し、教育的な配慮の下で加害生徒を指導する。この指導については、本人の社会性の向上、人格の成長に主眼を置いた指導を目標とする。



- (1) 校長を中心としたいじめ対応チームを招集し、状況に応じて県教育委員会と連携する。同時に関係生徒からの事実確認を実施する。
- (2) 今後の指導方針決定並びに全教職員、関係機関との情報共有と共通理解を行う。
- (3) 被害生徒のケアと加害生徒への指導とケアについて、キャンパスカウンセラーを活用する。
- (4) 被害生徒の保護者を支援し、不安を除去する。

- (5) 加害生徒の保護者へ事実説明並びに指導方針の説明と理解を促して、助言する。
- (6) 関係生徒には、自分が「傍観者」ではなく、いじめを抑止する「仲裁者」「相談者」であることの自覚を促す。
- (7) 事案の解消については少なくとも3か月を目安とするが、被害の重大性によって長期化したり、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- (8) 再発防止のために、取組の評価と指導のあり方を分析し、次年度へ向けて改善していく。

(4) インターネット上のいじめへの対応

	学校・教職員の取り組み	生徒への指導内容	保護者等への取り組み
未然防止	☐ 生徒会を中心に生徒への啓発活動を企画する。 ☐ ネットトラブルの相談窓口を明確に定める。 ☐ いじめに関するアンケートや情報科のネットに関わるアンケートなどを活用し、生徒の状況を把握する。	① 生徒・保護者に対し、ネットトラブルの現状と本校生徒指導基準を伝え、共通理解を図る。 ☐ 情報科の授業や外部講師を活用した講演会等を通し情報モラルを高める。	☐ 啓発教材を配布し、保護者に継続的に協力を求める。
早期発見 早期対応	☐ 生徒の小さな変化を見逃さず、積極的に声掛けを行う。 ☐ 生徒からの貴重な情報等は教職員が一人で抱え込まず、情報を共有化する体制づくりに努める。 ☐ 関係機関や専門家などを講師に研修を実施し、法的問題や損害賠償、肖像権や人権侵害について研修する。 ☐ トラブルが起きたメールや画像が拡散して問題が拡大しないように、早急に関係機関と連携し、被害の拡大を防ぐ。	☐ 情報モラル教育講演会や情報科の授業を通じて、実際に起きているトラブルやそれに関わるいじめの可能性を紹介し、早期に相談する必要性を認識させる。	☐ いじめのサイン発見シートを活用し、生徒の小さな変化を把握し、疑いのある場合から学校と連絡を綿密にし、早期にトラブル回避できるように働きかける。
		① 書き込みや画像の削除など、具体的な対応方法を助言する。また、外部の専門機関の相談窓口を伝える。 ② いじめ事例の場合、被害者側がネット上で報復することがある。解決がより困難にならないように被害者、加害者両者に迅速に指導・助言を入れる。 ③ いじめの発見から解決まで、被害生徒に寄り添う。	
	ネットに絡むいじめ等については、関係機関と綿密に連携して解決する方法で着手する。		

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法では、学校におけるいじめのうち深刻なものを「重大事態」と以下のように定義している

ア 「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

イ 「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある必要と認めるとき」

例えば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、欠席についての「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。さらに生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

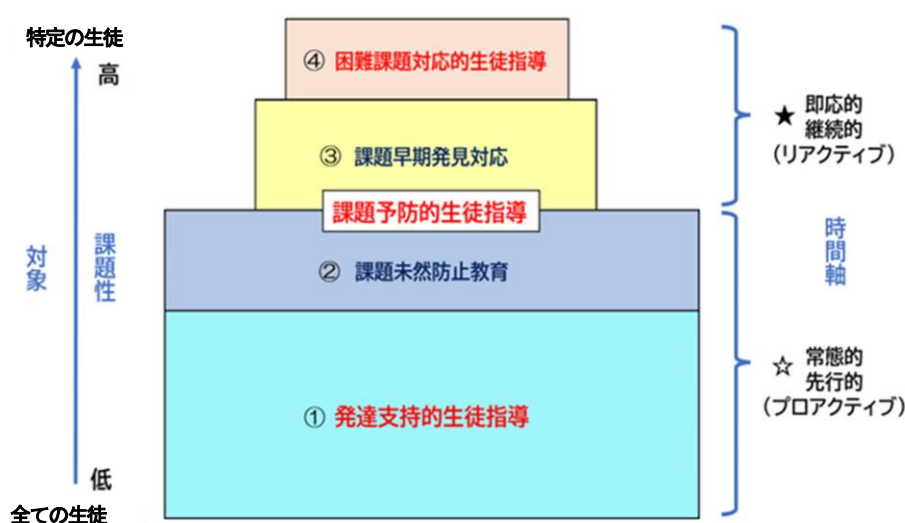
(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発

揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

6 いじめ対応の重層的支援構造（生徒指導提要の改定に伴う方針について）

令和4年12月に改訂された生徒指導提要では、2軸（☆常態的・先行的、★即応的・継続的）、3類（発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導、困難課題対応的生徒指導）、4層に分けて生徒指導を進める考え方が整理された（下記の図は文部科学省 生徒指導提要改訂版からの抜粋）。重要な視点については、発達支持的生徒指導や課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながり、課題早期発見対応や困難課題対応的生徒指導を広い視点から捉え直すことが、発達支持的生徒指導につながるという円環的な関係にある。これからの生徒指導では、特に常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導の創意工夫が一層必要になる。



（１） 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤

（２） 課題未然防止教育

全ての生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施

（３） 課題早期発見対応

課題の予兆行動が見られたり問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期段階での諸課題の発見及び対応

（４） 困難課題対応的生徒指導

特別な指導・援助を必要とする特定の生徒を対象に、教職員だけでなく、関係機関との連携・協働による課題対応

7 学校と警察等との連携について

この制度は、違法行為を繰り返している子どもの立ち直りや、犯罪被害に遭うおそれがある子どもを守るために、学校と警察が相互に生徒の個人情報を提供して、学校、家庭、警察が一体となった指導や支援を行うものである。本校と警察等との連携については、まずは『相談』から行い、学校だけの対応では指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、早期に警察や児童相談所等の関係機関に『相談』する。深刻

ないじめや暴力行為等において、特に校内での傷害事案をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、被害を受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含めて警察と連携した対応を取ることが重要であると考え。いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、『相談』を飛び越えて直ちに警察に通報することもありうる。

(1) 学警連携の意味と目的

学警連携は、生徒を「犯罪被害から守ること」や「非行防止」、「非行からの立ち直り支援」のために、学校及び教育委員会と警察が生徒に関する情報を共有して、生徒へのさらなる支援や指導を行うためのものである。令和5年2月7日付の文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」では、「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない」とされている。このことを受け、本校生徒の非行防止、健全育成の充実のため適切な対応を行う。

(2) 主に学校が情報提供する例

- ア 生徒の生命、身体の保護のため、緊急かつやむを得ない場合
- イ 生徒が児童相談所や家庭裁判所に送致された場合
- ウ 学校が保護者と連携して、繰り返し指導や支援を重ねても生徒の非行行為等に改善が見込まれない場合

(3) 主に警察から情報提供される例

- ア 生徒が逮捕された場合
- イ 生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある場合
- ウ 犯罪や不良行為が他の生徒に影響を及ぼすおそれがある場合

8 「学校いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価について

(1) 公表について

本校の公式ウェブサイトで公開する。

(2) 点検について

実施状況の自己点検について、項目を決めて点検を行う。

(3) 評価について

点検の結果を踏まえて改善に取り組む。必要に応じてフィードバックし、修正を行う。また、いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、生徒に寄り添っていかかに解決の方向へ進むことができたかを評価する。